

2024年7月1日

吸収分割株式会社 大阪市北区角田町1番12号  
阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社

大阪市北区芝田一丁目1番4号  
阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社との吸収合併による存続会社  
阪急阪神ビルマネジメント株式会社  
代表取締役社長 北野 研

吸収分割承継株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル  
セントラル警備保障株式会社  
代表取締役社長 市川 東太郎

## 阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社（吸収分割株式会社）と セントラル警備保障株式会社（吸収分割承継株式会社）との吸収分割に関する事項

2024年5月15日付で阪急阪神ハイセキュリティサービス株式会社（以下「分割会社」といいます。）とセントラル警備保障株式会社（以下「分割承継会社」といいます。）の間で締結した吸収分割契約に基づき、分割会社の直営警備事業に関する一部の権利義務等を分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下の通りです。

### 記

#### 1. 本分割が効力を生じた日

2024年7月1日

#### 2. 分割会社における本分割の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者保護手続の経過

- 会社法第784条の2の規定による本分割の差止請求をされた株主はございませんでした。
- 会社法第785条の規定による株式の買取請求をされた株主はございませんでした。
- 新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
- 会社法第789条の規定により、2024年5月24日付の官報及び産経新聞で、債権者に対し本分割に対する異議申述の公告をいたしました。申述期限までに異議申述された債権者はございませんでした。

### 3. 分割承継会社における本分割の差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者保護手続の経過

- (1) 会社法第796条の2の規定による本分割の差止請求をされた株主はございませんでした。
- (2) 会社法第797条の規定による株式の買取請求をされた株主はございませんでした。
- (3) 会社法第799条の規定により、2024年5月24日付の官報及び電子公告で、債権者に対し本分割に対する異議申述の公告をいたしました。申述期限までに異議申述された債権者はございませんでした。

### 4. 本分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

分割承継会社は、2024年7月1日をもって、分割会社から、その直営警備事業に関する一部の権利義務を承継しました。なお、承継した資産及び負債の概算額は、それぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：7億円

承継負債の額：5億円

### 5. 本分割に関する変更登記日

2024年7月5日（予定）

### 6. その他本分割に関する重要な事項

本分割後、2024年5月15日付で、分割会社と阪急阪神ビルマネジメント株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年7月1日をもって、分割会社の全ての権利義務を阪急阪神ビルマネジメント株式会社が承継する吸収合併を行い、分割会社は解散しました。

以上